

所得税の確定申告 住民税の申告相談

申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)

問 税務課市民税係
☎72-2101 (内線172・173・174)
諏訪税務署 ☎52-1390 (自動音声案内)

この申告は、令和2年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを計算する上での基礎となるほか、各種届出、申請に必要な所得証明書等を交付する重要な資料になります。3月16日(月)までに申告を済ませましょう。

【申告に必要なもの】

- ◆印鑑（認印）
- ◆「個人番号カード」（お持ちでない方は「通知カード」と運転免許証などの本人確認書類）
- ◆前年の申告書の控え
- ◆税務署から送付された確定申告に関する書類がある方はその書類（確定申告の「お知らせはがき」や確定申告書類等）
- ◆所得や経費を証明する書類
 - ・令和元年分の給与所得や公的年金等の「源泉徴収票（原本）」、報酬、配当、一時所得などの支払調書など
 - ・事業所得、農業所得、不動産所得のある方は、「収支内訳書」（作成済のもの）および収入・必要経費のわかる帳簿等
 - ・不動産所得のある方は、経費となる固定資産税額を証明する書類
- ◆各種の控除を証明する書類（生命保険料控除証明書、国民年金保険料控除証明書、地震保険料等の支払証明書、医療費控除の明細書（領収書をまとめて計算済のもの、おむつ代について医療費控除を受ける場合には「おむつ使用証明書」等が必要です。）、寄附金・義援金の領収書等）。
- ◆障害者控除を受けようとする方は、障害があることを証明する書類（各種障害者手帳等または障害者控除対象者認定書※65歳以上で一定の要件に当てはまる方は高齢者・保険課または各保健福祉サービスセンターで発行ができます。）
- ◆口座名、口座番号のわかる資料（所得税が還付となる方）

【住民税の申告が必要な方】

令和2年1月1日現在、茅野市に居住していた方で、前年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に収入があった方のうち、次のいずれかに該当する方は申告が必要です。所得税の確定申告をする方は、市県民税の申告をする必要はありません。

- 給与・年金以外の所得（20万円以下を含む）があった方
- 内職・日雇い・パート・アルバイトなどで、所得税が源泉徴収されていない方
- 前年中に途中で就職、退職などで年末調整を済ませていない方
- 2か所以上の支払者から給与の支払いを受けた方等で、特別徴収と普通徴収の併用（「併徴」）を希望する方。（※申告がない場合には併徴は行いません）
- 源泉徴収票に載っていない各種控除や扶養控除を受けようとする方。

また、前年中に収入がなかった方であっても、次のいずれかに該当する場合には住民税の申告が必要です。

- 前年中に収入がなかった方で配偶者控除や扶養控除の対象になっていない方（60歳以上65歳未満で働いていない方、失業保険・仕送り・遺族年金・障害年金等の非課税所得で生活していた方など）
※国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者およびその世帯主は、上記の場合、保険税（料）や軽減の算定に関係しますので収入なしの申告をしてください。
- 市外居住者の税法上の扶養親族の方。

◆市が開設する相談会場へご来場の方へ◆

令和3年（令和2年分）の確定申告から、茅野市では申告相談会場で受け付けた確定申告書をデータで税務署へ送信します。今回（令和2年）の市関係の申告会場で確定申告をされる方に「電子申告・納税等開始届出書」をご記入いただきます。過去に税務署で申告をされた方等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方はこの届出書により過去のものが無効になりますので、事前にご確認の上、ご来場ください。



確認
してみましょう!

所得税・住民税 申告早わかりチャート

↓スタート

STEP 1

給 与 の 方	☐ 年末調整を受けていない給与収入がある。 (例：中途退職、副業でアルバイト、年収2,000万円超の方など)
	☐ 給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている。
	☐ 給与所得の年末調整は受けたが、年末調整を受けていない控除がある。 (医療費控除、寄附金控除等)
年 金 の 方	☐ 公的年金等の収入が400万円を超えている。
	☐ 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超えている。
	☐ 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得は20万円以下だが、医療費控除、寄附金控除等がある。
そ の 他	☐ 生命保険の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある。
	☐ 事業所得や不動産所得（★青色申告）などがあり所得税を納める必要がある、または予定納税・源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる。
	☐ ★土地・建物・株式などの譲渡所得や先物取引があり、所得税を納める必要がある。または損失の繰越控除を受ける。
	☐ ★純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける。
	☐ ★住宅借入金等控除の適用を初めて受ける。
	☐ ★平成30年分以前の確定申告。

一つでもチェックの
入った方は



所得税の確定申告
をしましょう

★の申告は市が開設する
相談会場では受付で
きませんので税務署へ
申告してください。

一つも当てはまらない方



STEP 2

☐ 給与収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されている。
☐ 公的年金等の収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「公的年金等支払報告書」が日本年金機構等から市に提出されている。
☐ 遺族の受ける恩給や年金、障害年金等の非課税所得のみで生活している方で以前に市県民税申告書を市に提出している。
☐ 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、事業所得や不動産所得、生命保険の満期返戻金などの一時所得が無く前年中の合計所得が28万円以下である。

一つも当てはまらない方



住民税の申告をしましょう

一つでもチェックの
入った方は



申告不要です



所得税を納めすぎの方は還
付を受けるための確定申告
書の提出ができます

確定申告と申告のご相談はお早めに！

■ 諏訪税務署からのお知らせ

【ご自宅で確定申告をしましょう】

- ◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等でパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できますので、e-Taxで送信又は書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。
- ◇「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、ご自宅等で「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができますので、ご利用ください。
- ※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
- ◇詳しくは国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

詳しくは

確定申告

検 索



【確定申告会場の開設について】

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。
 なお、確定申告会場の開設期間前は相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

会 場	日 程	時 間
諏訪税務署 1階	2月17日(月)～3月16日(月)	相談受付：午前8時30分～午後4時（提出は午後5時まで） 相談開始：午前9時から

- ※土、日および祝日を除きます。
- ※申告書の作成には時間を要しますので、お早目にお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。
- ※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。
- ※駐車場が狭いため、確定申告期間中は臨時駐車場（清水町野球場）をご利用ください。

■ 確定申告書作成指導会（関東信越税理士会諏訪支部）

市の申告相談会場内で同時に実施しています。特にご希望の方はお申し出ください。ただし、受付できる方の要件は基本的に市と同様です。

会 場	日 程	時 間
市役所議会棟大会議室	3月5日(木)～3月12日(木)	午前9時～午後3時

- ※土、日を除きます。 ※正午～午後1時は昼休みです。
- ※e-Taxによる確定申告書の電子申告を希望される場合は、個人番号カード（または電子証明書付きの住民基本台帳カード）を持参してください。

■ 令和元年分確定申告の主な税制改正について（概要）

- ・確定申告書の記載事項の見直し（年末調整で適用を受けた控除額と同額である所得控除について、控除合計額のための記載とすることができます。）
- ・添付書類の省略（源泉徴収票等、一定の書類を確定申告書に添付する必要がなくなりました。）
※確定申告時には必ずお持ちください。
- ・住宅ローン控除の特例の創設（特別特定取得〈消費税10%〉に該当する住宅を購入し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住した場合の控除）
- ・仮想通貨の取扱いの明確化（評価の方法を選択しなかった場合等には、「総平均法」により評価した金額となります。）
- ・居住用財産の譲渡所得3,000万円特別控除の見直し（被相続人が要介護認定等を受けていた場合）

令和2年度

令和元年分

住民税申告・確定申告の相談受付日

〔茅野市開設〕

茅野市では、ご自身で確定申告書を作成できない方または住民税の申告が必要な方を対象に申告期間中に申告書の作成をお手伝いします。受付できる内容が限られていますので、申告に必要なもの等を含め、よくご確認の上、ご来場ください。

月	日	曜日	地区	会 場	行 政 区	
					午 前	午 後
2月	17日	月	中大塩	中大塩地区コミュニティセンター	中大塩1区・2区	中大塩3区・4区
	18日	火	米 沢	米沢地区コミュニティセンター	北大塩・鋳物師屋	埴原田・塩沢・米沢台
	19日	水	豊 平	豊平地区コミュニティセンター	福沢・下古田・上古田・広見・下菅沢・山寺団地・奥蓼科	南大塩・御作田・塩之目・上場沢・グリーンヒルズヴィレッジ
	20日	木	北 山	北山地区コミュニティセンター	湯川・車山	糸萱・蓼科・蓼科中央高原
	21日	金	北 山	北山地区コミュニティセンター	芹ヶ沢・鉄山	柏原・白樺湖・緑の村
	25日	火	湖 東	湖東地区コミュニティセンター	上菅沢・中村・花蒔・堀	山口・新井・金山・須栗平・笹原・白井出・東平
	26日	水	泉 野	泉野地区コミュニティセンター	下槻木・中道・南蓼科台	大日影・上槻木・小屋場・若葉台
	27日	木	玉 川	玉川地区コミュニティセンター (※同日の分別収集は中止)	神之原	栗沢・小泉・南小泉
	28日	金	玉 川	玉川地区コミュニティセンター	菊沢・山田・中沢・田道・穴山・緑	北久保・上北久保・子之神・小堂見・美濃戸
3月	2日	月	金 沢	金沢地区コミュニティセンター	大沢・青柳・御狩野・金沢上・旭ヶ丘・サンコーポラス旭ヶ丘	金沢下・大池・木舟・金沢台・新金沢
	3日	火	宮 川	市役所議会棟大会議室	高部・新井・安国寺・鏡湖・中沖・赤田・西茅野	坂室・田沢・丸山・向ヶ丘・東向ヶ丘・みどりヶ丘
	4日	水	宮 川	市役所議会棟大会議室	茅野・中河原・西山	両久保・ひばりヶ丘・長峰
	5日	木	ち の	市役所議会棟大会議室	塚原・城山	本町
	6日	金	ち の	市役所議会棟大会議室	上原・横内・丁田	茅野町・仲町
	9日～ 13日	月～ 金	全 市	市役所議会棟大会議室	上記の日程でご都合がつかない方	

※受付時間は、午前9時～11時30分、午後1時～4時（各地区コミュニティセンターは3時30分まで）です。

※原則として指定の行政区で申告をお願いします。

※税務署では3月16日(月)まで受付していますが、茅野市開設会場の最終日は3月13日(金)です。

※作成済の確定申告書をお預かりすることはできません。税務署に持参するか郵送してください。

※青色申告者、土地や建物、株式、先物取引などの譲渡所得のある方、仮想通貨取引のある方、初年度の住宅借入金等特別控除や雑損控除を受ける方、税理士及び税理士関与の法人の役員はこの会場では相談をお受けできません。

※申告相談期間前・期間中とも、市役所税務課窓口での申告相談はお受けできませんので、ご了承ください。